1998年1月5日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース

（第95号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

新年おめでとうございます。
今年もよろしくお願いいたします。
今回は平成9年第4回定例会（12月15～17日）の報告です。

《審議事項》

諮問第 3号	人権擁護委員の推薦について（小室　正氏）	賛成全員	可決
議案第33号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正	〃	〃
34号	議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例改正	〃	〃
35号	町長等の給与及び旅費に関する条例改正について	〃	〃
36号	町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正	〃	〃
37号	町職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	〃
38号	南河内町都市公園条例の一部改正について	〃	〃
39号	町有財産の取得について（日光並木杉）	〃	〃
40号	町有財産の取得について（水処理センター用地）	賛成多数	〃
41号	H9年度一般会計補正予算（第3号）について	賛成全員	〃
42号	H9年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
43号	H9年度町水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：荒井英子・磯辺香代・黒川英代・高山　映・伊沢　剛・村尾光子
（通告順）

もくじ

★人権擁護委員の推薦について（諮問第３号）　（報告：荒井）

人権擁護委員・小室　正氏が、平成10年2月14日をもって任期満了となるため、再度推薦となった。

南河内町の人権擁護委員さん

小室　正氏
原　貞夫氏
永吉　博氏
藤沼修一氏

人権擁護委員とは

各市町村の地域住民の中にあって人権擁護活動を行う任務を持った人。
町長から推薦され、法務大臣から委嘱される。

相談は

場所：ふれあい館（相談室）
　直接人権擁護委員さんと・電話でもＯＫ
　（電話による相談が一番多い）
日時：毎月15日前後
　行政カレンダーに記載
※ふれあい館での相談日には行政相談員1名と民政児童委員2名も対応している。

報酬は

なし。宇都宮法務局での相談業務の時、旅費のみ支給あり。

研修は

宇都宮法務局主催：３回／年
町主催：１回／年
法務省主催：数回／年

★南河内町農業公社設立へ（議案41号より）　（報告：荒井）

農業公社の形態

名　　称：（仮称）財団法人南河内町農業公社
法 人 格：民法第34条の規定による公益法人
設 立 者：南河内町・南河内町農業協同組合
設立年月日：平成10年2月1日 → 平成10年3月1日に農協が合併するため、それ以前となった。
事務所の所在地：南河内町大字薬師寺1393番地 → 農協事務所内
基本財産：３，０００万円 → 県の規定による。最低が3000万円
　（南河内町２，５００万円） → 一般会計より繰り出し
　（農　　協　　５００万円）

主要事業：農地保有合理化事業
　農作業受委託推進事業
　営農集団及び農業生産法人育成事業
　地域営農体制整備促進事業
　農業用機械及び施設共同利用推進事業
　農業者研修事業
　農業者、消費者の交流促進事業
　農業用施設の管理運営に関する事項
　その他目的達成するために必要な事業

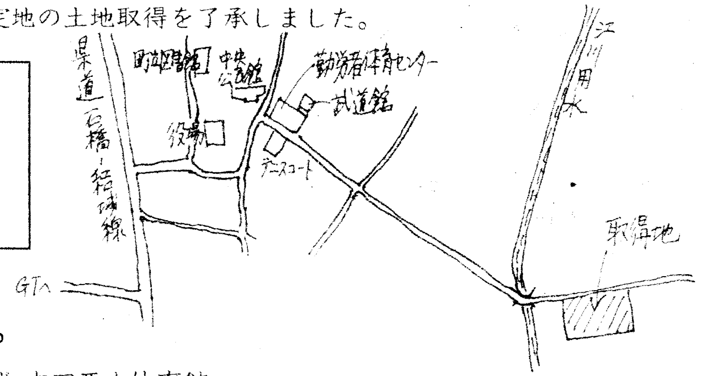
職員体制：　町から１名
　農協から１名

町農業公社については、平成7年7月に町農業公社設立準備研究班（経済課、河内農政事務所、普及センター、農協、農業委員会、計16名）を設置し、先進地視察を始め町認定農業者を対象としたアンケート調査を実施するなど、協議・検討をし、平成8年12月下旬、町農業公社設立検討委員会を設置し、公社設立に向けて具体的な内容等の協議・検討をしていた。

★吉田西農業排水事業、賛成多数で処理場用地を取得 （報告：村尾）

9月定例会では、関係者との話し合いが足りないとして会期を延長して補正予算を可決しました。12月になってやっと仁良川下自治会・江川土地改良区との話し合いが開かれましたが平行線のまま。それでも議会は、処理場予定地の土地取得を了承しました。

所在地	大字仁良川字深町(5筆)
面積	5503.52m²
取得価格	27,817,758円



《質疑》

問：単価の決定根拠と地権者数は？

（助役）最近取得したふれあいプラザ・吉田西小体育館用地の価格を参考に5200円/m²とし、地権者との交渉過程で、5000円/m²×4002.73m²、5200円/m²×1500.79m²となった。地権者は3名。

問：当初予定4500m²を9月の補正予算時に6000m²とし、さらに今回5503m²とした理由は？どこをどのように減らしたのか？親水公園併設の理由は？

面積6000m²での計画内容	
処理施設用地	1900m²
事務棟用地	400m²
公園用地	3700m²

→ どこをどのように縮めるのか？

（町長）3月時点の仁良川上自治会との協議で、住民の憩いの場も併設して欲しいとの要望があった。公園と管理棟には集会室を作るが、華美にならぬよう必要最小限の用地とした。

（助役）町の財政事情と町長の所信による。機能的なものはそのまま残し、すべて縮小化した。

問：関係者との話し合いの経過と現状は？新聞報道された"調停"への見解は？

（経済課長）H9年度の予定として用地取得し次年度に予測される財政構造改革の影響を勘案して補正予算を組み遅滞なく事業が実施できるようにした。

（助役）一部の反対はある。今後随時反対者と協議して、工事着工までには了解を得たい。

（町長）"調停"については今朝の新聞報道で知ったことなのでコメントできない。

問：今、土地取得しなければならない理由と今後の進め方は？

（町長）反対者と協議をする。処理水放流については江川土地改良区と協議する。

問：反対者の求めているのは何ととらえているか。

（町長）仁良川上自治会会長の話では反対との表現はない。仁良川下自治会では『処理場予定地を受益区域に戻せ』と主張している。

南河内町議会

汚水処理施設建設問題
用地取得議案を可決

【南河内】定例町議会は最終日の十七日、本会議を開き、吉田西地区農業集落排水事業の汚水処理施設建設用地取得を賛成多数で可決するなど、上程されていた十一議案を原案通り可決、閉会した。

同施設建設用地は、仁良川上地区の農地五千五百三平方㍍で、既に地権者との仮契約が済んでいる。

建設場所の決定については、現在の予定地が事業の受益地区外になるとして、予定地のすぐ下流の仁良川下自治会（坂本宣一会長）、放流河川などを管理する江川土地改良区（黒川英代理事長）が受益地区内への変更を要求、町と対立している。

今月十二、十四の両日には両者と町長との話し合いが行われたが、平行線のまま物別れに終わっていた。

このため同自治会と同改良区は十六日、約四割まで進んでいる工事の一時停止と予定地変更を求め、宇都宮簡裁に調停の申し立てをしている。

今回の議案可決は議会が事実上、事業にゴーサインを出した形。坂本信玄町長は「調停のこともあるので、今後は地元住民らと話し合いを続けて理解を得ながら、事業を計画通りに進めていきたい」と話している。

12月18日付 下野新聞

《討論》

反対・黒川議員：仁良川下自治会と江川土地改良区は連盟で12月16日、宇都宮簡易裁判所に調停の申し立てをし受理された。結果が出るまで土地取得はすべきではない。

・村尾：予算には賛成しており事業そのものには反対ではない。9月定例会では、住民との話し合いを十分にし合意が得られるようにと会期延長して補正予算を可決した。にも拘わらず3か月近く経過した現在も、仁良川下自治会と江川土地改良区の合意が得られず調停申し立てに至ったのはゆゆしきこと。住民合意を得るための進め方が適切ではなかったのではないか。管路敷設工事がこれほど進んでいる現状では、関係者が主張している“元の東根に戻せ”には共感しない。他の部分では合意点は見出　せる筈だ。話し合いは12月に入ってやっとテーブルに付いたばかり、その見通しがつくまでは猶予し土地取得の議決をすべきではない。
こんな事態を招いた行政手法について納得できず反対する。

賛成・早川議員：全町域の受益と公平とバランスを考えるべきだ。仁良川地区の下水は上三川町にある処理場に流す計画で、お互い様だ。被害者意識が強すぎるのではないか町の進め方は良くなかったと思うが事業は早急に進めるべきだ。

《採決》賛成多数（反対４：小池・伊沢栄一・黒川・村尾議員）

☆私達はこのように考えた・・・

仁良川下地内での用地取得に関する交渉過程で、町当局の不手際、対応不足があったことは事実ではあるが、この時点でのことについては町長はじめ不手際を認め陳謝している。そして謝り続けている。このような失態は二度とあってはならないし、反対をしている方とは今後も話し合って行くべきとは思う。しかし、水処理センター は現在、仁良川上地内で用地を取得しようとしており、地権者及び周辺地権者そして仁良川上の住民の方も承諾している。（万一のため、周辺地権者とは公害防止協定を結んでいる。）

農業集落における環境保全のために必要な処理施設であり用地取得は妥当と判断した。　（荒井）

土地取得について賛成した。ストンと胸に落ちる合理的な反対理由が見つからなかった。

仁良川下自治会で反対にあった汚水処理施設は、仁良川上に予定地を移した。予定地地権者はもちろんのこと仁良川上の住民は施設を受け入れるという。ところが、この同じ住民を含んでいる江川土地改良区が仁良川上での建設に反対している。組織としては、矛盾するのではないか。反対運動の社会的影響力を考えれば、曖昧では困る。明確な説明がほしい。

➡12ページへ続く（磯辺）

虚しさを感じながら、前回と同じ討論をした。事態は好転していない。9月に、町長は「補助金を受けるための予算化であり、理解が得られるまで着手しない」と言った。土地取得は“着手”ではないのか。

敷地面積の半分以上を占める公園は、仁良川上自治会からの“憩いの場”併設の要望からと聞いたが、本当？緩衝帯として緑地帯を設けるのは大いに結構、しかし、誰が費用負担するのか。どんなにお金を掛けても受益者負担金は50万円で抑えている。今回は500m²縮小したが、するなら根本的に見直せば良いのに。反対者からは、上流への移転は無駄遣いとの指摘もある。

当の受益者団体から、事業の早期推進との要望があった。処理場をどう考えているのかな？

（村尾）

★特別職・議員の期末手当率アップ、
職員給与は平均1.076%のベースアップ

(報告：村尾)

国家公務員の給与等に関する法律が改正されたので、町でも同様に改正しました。

(給与改定は9年度4月から、但し特別職(4役)・議員の期末手当率引き上げは10年度から実施)

〈期末手当〉

		改正前率		改正後率	
町長 助役 収入役	3月 6月 12月	50/100 220/100 250/100	520/100	55/100 220/100 250/100	525/100
教育長 職員	3月 6月 12月	50/100 160/100 190/100	400/100	55/100 160/100 190/100	405/100
議員	6月 12月	170/100 230/100	400/100	170/100 235/100	405/100

但し特定幹部職員(7級以上)は
55/100
140/100
170/100
365/100 とし
勤勉手当を60/100⇨80/100に

？幹部職員は期末手当率を減らして勤勉手当に振り替えるとのこと。実務実績をより評価するためだそうだが、手取りは相対的に変わらないと言う。何故よりややこしい方法にするのか理解できなかった。実質的な手取りは減少すると思うが。

〈扶養手当〉
- 子、父母等扶養親族は2人までそれぞれ5500円
  →共働きのとき、そのうち1人について6500円
- 15〜22才の子供への特別加算
  3000円/人→4000円/人

〈日直手当〉
- 3600円/回→3800円/回

★自治医大周辺下水道組合議会から

(報告：村尾)

南河内町の公共下水道事業は国分寺町との一部事務組合で行っています。概要を報告します。

H9年度当初予算　7億4420万円 ―― 町下水道普及率 49.6%(県下第2位、農業集落排水事業を含めると51.8%)

【歳入】　主なもの

自主財源	受益者負担金	805万円	:加入金相当
	使用料・手数料	25091	:下水道使用料
依存財源	分担金	30048	:建設事業分担金
	下水道費負担金	2918	:公団負担金
	国庫支出金	5300	
	県支出金	100	
	組合債	48207	

(分担金)南河内　6045万円
国分寺　24002万円

【歳出】

議会費	133万円
総務費	8192
下水道費	42573
公債費	23420
予備費	100

この後、予算補正2回、現在7億3568万円

*H9年度末組合債現在高見込額は
　31億2034万円(うち南河内町分　3億1264万円)
*流域下水道事業(県事業:処理場・幹線管渠)では汚泥資源化処理施設建設にむけて事業着手。H9年度は用地購入埋蔵文化財調査・工事用道路整備、この負担金は972万円
*公団は流域・公共下水道事業建設費のみ負担、汚泥資源化施設分は負担しない。公団負担残金は約2億2千万円。
(公団が負担するのはGTの宅地開発を施工したから)

《H9年度の主な事業》　万円

管路敷設工事(延長1750m)	15000
公共下水道事業変更認可	5000 ㊟
調整池植栽維持管理	1200
管路清掃	500
流域下水道負担金	16847

㊟南河内町分(仁良川・薬師寺関連)
2600万円

*H8年度より維持管理費は自主財源(使用料など)で賄えている。

★日光杉並木の杉を買いました（議案第39号）

（報告　磯辺）

日光杉並木

今から約370年前に日光東照宮の参道である日光街道（国道119号）、例幣使街道（国道352号）、合津西街道（国道121号）に約24000本植えられ、現在13000本が残っています。総延長は37km。世界一長い並木として、1992年ギネスブックに紹介されました。

国の天然記念物と特別史蹟の二重指定を受けています。しかし、その実態は、街道を走る車の排気ガスや沿線開発などによって、傷みが激しく、樹勢が衰退。年平均100本前後が枯れています。消滅させれば再生不可能な、巨木が織り成す「緑の回廊」を保護しようと、県は「日光杉並木オーナー制度」を作りました。

町有財産の取得について

1. 取得財産　日光杉並木　並木杉１本
2. 取得価格　1000万円
3. 購入先　栃木県

★ｍｅｍｏ：今市市杉並木公園周辺の並木の中に南河内町がオーナーになった杉があります。購入者名の入ったプレートが掛けられる予定です。散策できますし、近くに蕎麦処“報徳庵”があります。

★購入状況（平成8～9年12月18日）

２１５本（購入者１７７名：法人・団体１４１　個人３６）

●選挙公報の発行を求める要望書提出　12／1

（報告　磯辺）

町議会議員及び町長の選挙における選挙公報発行の条例化について、本格的な取り組みを開始していただきたい旨の要望書を、村尾・磯辺・荒井連名で、議長と議会運営委員長に提出しました。

議会内で調査研究を行い、その後、議員提案で条例化できればと考えてのことです。

要望書の取り扱いについて、議会運営委員会で協議された結果、①あと3カ月で任期の後半が始まり、常任委員会等の構成がかわること　②次の選挙までにはまだ時間があること等の理由により、「預かり」のかたちになりました。議長は「必ず、次の議運に申し送る」と説明しました。

●ｍｅｍｏ：選挙広報を発行している町村；河内町　益子町　芳賀町　高根沢町
南那須町　西那須町　（首長選　議員選　同職）
市における発行状況；首長選挙では６市　議員選挙では１０市

傍聴所感

所用のため、今回は午後からの傍聴となった。１時過ぎ頃着席したが、丁度高山議員が農業行政に関して「農業者とは何か」と質問していた処であった。セクションにより農業者の定義が異なっていたが、普通の人=納税者から見れば一寸おかしい。基本的な点位統一した方が良いのではないか。

続いて伊沢議員より薬師寺地区に総合運動公園をつくれとの提案がなされたが、私はそれよりも１０ヶ年計画で薬師寺を完全再現し、それを中心とした歴史公園を作った方が地域の活性化になると思うがどうだろうか。

最後に村尾議員より４項目の質問がなされた。学校給食において町内農産物利用が一部に限定されている状況の由、町内産はそんなに高価格なのか、安定供給ができない隘路は何なのか、町当局者から１００％使用へ努力している姿が伝わってこなかったのは残念だった。非常勤職員や介護の問題は、相変わらず私の様な者には判りにくい返答だった。「このような理由で現在やれないが、何年後にはこのようにする。」と云った明快な答えを望みたい。

毎回抱くモヤモヤした気持ちを更に高めたのは、議長から数回にわたっての「時間です」だ。それ程時間が重要なら専門の計時係を置くか、大型タイマーを設けて「あと何分だ」と誰にでも判るようにすべきだ。但し議会とは時間でやるべきものではない。納税者に代わって行政の進め方について助言し或いは是正する重要な場なのに議会自らがこの責任を放棄してしまうなんて誠に残念だ。何故このようにしたのか本当の理由を知りたいものだ。

（祇園５丁目　高橋　均）

傍聴感想

平成９年第４回定例会（１２月１５日～１７日）を傍聴した。最近資料が用意されるようになり、それ自体は 進歩と評価しているが欲を言えばもう少し詳しいものが欲しい。特に議案においては『…について』だけでは何がどうなのかさっぱり分からない。

前回、傍聴席が満員だったのに比べると少なく寂しく残念。

１７日に採決された議案『町有財産の取得』の中で、日光杉並木保護支援として杉１本を1000万円で購入したとの事。貴重な杉並木を保護する為とは結構だけれど誰がどのような話し合いをして決めたのだろう？もっと違うお金の使い道があるような気がする。

もう１つの議案『町有財産の取得』水処理センター用地については９月定例会でも白熱した討論が展開され傍聴席につめかけた住民も成り行きを見守っていたが、今回も賛成、反対討論を戦わせ採決した。数字の上での採決の結果は１３対４だったけれど、聞くところ各々の議員は複雑な思いで悩んだ上の決断だった様だ。この話がこれほどまでにこじれてしまった原因として、事前に地域住民に対し十分な説明をして合意を得るという基本的な姿勢が行政側に欠けていたことは否めない。今後は二度とこのようなことのないよう、行政の進め方を見直して再発防止に真剣に取り組んで欲しい。

グリーンタウン在住の３議員の採決の結果も賛成２、反対１と一致しなかった。施設の早期着工の必要性か、行政の進め方（住民の完全同意）か、どちらを重視するかで違いが生じたのだと思う。最後の採決の結果が一致できなかったのは残念だが、今後とも住民にとって何がベストかという視点に立ち、各々の個性を存分に発揮しつつ協力し合って活動されることを望む。

（緑6丁目　益子寿子）

荒井英子の一般質問



今回は、学校給食についての質問一点となった。

1、南河内産米の給食導入について

①米飯給食への補助廃止について

週3回以上、給食に米飯を実施の場合、現在は 47.5 %の国庫補助がなされているが、今後段階的に補助率が引き下げられ、平成 12 年度よりは補助が全廃となる。

平成 10 年度 30 %
11 年度 10 %
12 年度 0 %

キロ当たり
160 円(国)+ 8 円(県)
= 168 円の補助
1 食(100 g)当たり
17 円の補助
一ヶ月・・・一人分は
17 円× 3 回× 4 週= 204 円

質問 ①
この補助廃止への対応はどのように考えているか見解を伺う。

答弁《教育総務課・課長》
現在まで国より正式な通知なし。聞き及ぶ範囲では、現行の補助率 47.5 %を平成 10 年度に 30 %、平成 11 年度に 10 %ととし、平成 12 年度より全廃の方針とのこと。
今後、予定通り全廃された場合、1 食当たり 17 円、月額では約 200 円程度の給食費の値上げが予想される。平成 10 年度は、1 食当たり 6 円、月額 72 円程度の値上げとなるが、現行の給食費内で賄い可能と判断し、値上げはしない。
平成 11 年度以降については、今後関係部署と協議していく。

質問 ②
現在、給食材料は県給食会よりの購入となっているが、米飯用に南河内産米を導入できないか伺う。

答弁《教育総務課・課長》
「顔の見える農産物を安全に提供する」ことは、重要ことと認識している。しかし、供給価格、安定供給(年間 545 俵の米が必要と見込まれる。)できるのか検討課題がある。今後関係部署と話し合っていく。

給食のしくみについては少々難しく、給食会との関係も今ひとつ理解が十分でない。今回、全国農業新聞(H 9.7.18 付け)で米飯給食への助成廃止という記事を目にし、その時点から、教育総務課に足を運び現行の様子、補助廃止の通達の有無など調べていた。この補助廃止については、H 9.12.20、H 10 年度予算の大蔵原案で内示された。
H 9.12.21 付け朝日新聞によると、給食用米の値引きは、S 51 年度に予算 11 億円でスタート。文部省が新米を一括して購入する際に食糧庁が値引きしてきた。H 9 年度は、192 億円が予算化された。
財政構造改革の中の一つではあり、止むを得ないかと思う反面、補助の廃止は家計にもちょっと痛い。何とか手だてはないのかということになった。南河内町の給食費

は、月額、小学校が4000円、中学校が4500円で、県内の給食費のほぼ平均額。
　また、補助が廃止になるということは、米を独自に調達してもよいのでは、この際米だけでも地場産が導入できないかと考えてみたのですが。前向きな答と受け取り1年かけてじっくり検討していただきたい。地場産物の導入は、子どもの食を通して消費者と生産者の交流ともなり得るし、環境を考えるよい機会ともなるのではないか。

☆荒井英子の1997年議員会計報告（報酬と主な使途）

【収　入】	議員報酬	3,867,800円	(233000円×12ヶ月＋期末手当)
	所得税　還付金	189,750	
	旅行積立返金分	190,400	
	消防委員	10,000	
【支　出】	所得税	373,570円	
	議員共済掛け金	336,555	
	住民税	66,500	
	国民健康保険税	169,500	
	国民年金掛け金	149,890	
	議員旅行積立金	120,000	
	家計へ	600,000	
	自動車関連	428,857	(車検・タイヤ交換・修理・ガソリン)
	備品購入	224,850	(パソコン関連品)
	被服費	79,935	(衣服・クリーニング代)
	書籍・新聞	139,440	
	交際費	297,546	(団体会費、懇親会)
	慶弔費	8,000	
	交通費	36,440	
	通信費	17,950	
	飲食費	121,848	
	会報発行費	50,171	(第90～94号、その他印刷代)
	ユニセフへ	36,000	(3,000円／月)
	医療費	62,283	

雑　感

　12月22日、子どもの自転車が盗まれた。自治医大駅北側駐輪場に鍵をかけて置いてあったのに盗まれた。これで2台目である。探しようが無く諦めかけていたら26日、吉田東の駐在さんから自転車発見の連絡。すぐ受け取りに行った。駅から勝手に乗ってきて、用が済んだから放置した様子、ご丁寧に鍵がかかっていた。
　モラルがどんどん低くなっているように感じる。自転車放置の防止に関する条例ができたが、放置自転車は一向に減らない。果たして、駐輪場ができて放置自転車は一掃されるのでしょうか。　（自転車の鍵は、最低2個必要ですよ。）



1 行政運営における住民の合意形成について

①農業集落排水事業（吉田西地区）の汚水処理センター設置をめぐる住民合意形成上の一連の問題について、所見を伺います。

・発生の原因についてどう分析されているのか。
・町長としてどのような教訓を得られたか

町長
私の不徳と、執行部内の意思疎通を欠いたことが原因である。庁内の課長会議等を通じ、より一層緊密な連携を図っていきたい。

②上記の件について早期解決を図られることが、目下の最重要課題ではあるが、類似する問題発生の可能性は他の事業においても存在する。
今回の経験をいかして、円滑な行政運営を推進するために行政手法の改革が必要と思う。町長の具体的なお考えを伺いたい。

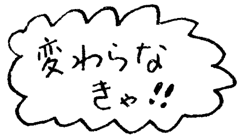
町長
行政運営の基本は地域住民の声なき声に耳を傾け、住民とともに考え歩むことと認識している。これが、行政は広聴に始まり広報に終わるサービス産業と言われる所以である。町長への手紙の発想もこの考え方に基づいている。この基本的認識のもとに行政を担当して参りたい。

私は合意形成の手法について、水処理センターの件から学ぶべきは何かと聞いたつもりだった。町長のお答えは立派だし、決して間違ってはいない。しかし心がけというか入り口論に終始している。具体的にどういう手順が可能なのか。恣意的な判断が入り込むのを防ぐにはどうしたら良いのか。ご自分の中で、方法の模索をしていて欲しかった。
「こういうことを繰り返さないためにはどうしたら良いのかな」そういう思考があってもよいだろうと思う。

住民の要望を聞くだけ聞いて、あとは町長が決断したというだけで皆が従う時代ではもうなくなった。有力者をマークしていれば円く納まった時代もとっくに過去のものである。

地方分権が進み権限が市町村に移ってくる。国や県の責任にばかりもしていられない。どうやって住民と意思疎通を図り、合意を形成し、南河内町の自治を実現していくのか。方法について真剣に考えていただくことを質問の最後に要望した。

どうすればいいのか。私なりに考えてみる・・・・・・・
住民参加型の町政へと改革し、意見交換を経て、お互いの納得を積み重ねる。記録を残し、決定事項についての責任を分かち合う。変更の必要が生じた時はしかるべき手順をふむ。いずれの時点においても、住民が、きちんとした判断ができるように、情報を提供し説明責任を怠らない。いろいろな事実をふまえてこそ大局的な立場と個人的な立場が見えてくるのだから。もちろんどちらが良いかは一概には言えない。
「住民」の範囲や「納得・責任」などの言葉の意義に少々あいまいさが残るなあとは思う。この際このようなでもどのようなでもいい試行錯誤を始めてほしい。「21世紀に向けて」と力みはしてもちっとも変わらない体質。もう引きずってないで「変わらなきゃ」。



2　生涯学習について

県費2分の1、3年間（平成7～9年）の補助事業によって、生涯学習の定着を図るべく事業展開がなされてきた。
①3年間の評価と今後の課題について

社会教育課長

①町長を本部長（三役、課長級を委員）とする生涯学習推進本部を設置
②生涯学習庁内連絡会を設置
③「広報みなみかわち」に生涯学習のページ『楽習ひろば』を提供
④生涯学習情報誌「楽習ガイドブック」の発行
⑤パソコンによる情報提供システム整備
⑥生涯学習振興大会の実施
⑦学社連携融合事業の開催
以上のように啓蒙及び事業実施をしてきた。町民に徐々に浸透しつつある。今後は実績をふまえ、さらなる生涯学習の振興を図りたい。

②次年度からの生涯学習（教育）体制はどうするのか。

社会教育課長

今までと変わらぬ事業展開が可能な予算措置を求めているところである。住民ニーズを的確に把握し個々のライフステージにおける自己実現を支援したい。

本来、学習は内発的なものだから、生涯学習に「さあさあ」と追い立てよというつもりはない。地に足の着いた自己学習の伝統を築いていきたいと思う。時間がかかりそうだ。今年度で、まずは枠組みができた。

しかし、例えばこれからは多くの女性が仕事を持つ時代になるだろうから女性の出席が多かった講座には、人が集まりにくくなるかもしれない。開催日時の工夫や出前講座。あるいは内容で勝負といえる質の高い講座をシリーズでふくらましていくなど担当者の苦労はむしろこれからである。（文化・スポーツ同様）

「町づくりは人づくり」と言われる。その意味から、生涯学習は町づくりにおおいに貢献し得る可能性に満ちている。本部長殿ゆめゆめ軽視なさるなかれ。

費用対効果については言及しなかった。教育の分野において、しかもわずかな年数の取り組みの効果の数値化は難しいと感じる。次のことを要望した。①住民が使いやすい生涯学習施設にしていただくこと。②住民ニーズを把握すること。③先進地研修の成果を充分に生かしていただくこと。

☆1997年の議員報酬と税及び活動費用

《収入》　（円）

議員報酬 3867800（23.3万×12月+期末手当て）
消防委員報酬 10000
所得税還付金 169440
旅行積立返金分 190400
4237640

《支出》

所得税、住民税	449470
共済掛け金	336555
国民年金、国民健康保険	319800
議員旅行積み立て(10000×12月)	120000
自動車経費(ガソリン 税金)	159500
ネットワークニュース発行	50171
書籍、新聞等	58382
備品購入(パソコン インク 紙)	101780
講座研修会参加費	166970
団体会費	34200
懇親会参加費、会食費、慶弔費	230920
被服費、医療費、文具費、全労済 切手代　、他	191905

☆家計に50000×12月入れている。市川房枝記念会の合宿に参加できた。刺激を受けた。

（4ページからの続き）➡　処理施設は受益地にということだが、大字仁良川の一部地域が今回の事業の受益地となっている。仁良川が受益地でないとは言い切れない。江川に放流予定の処理水についても、今の江川の水質よりむしろきれいな基準値となっている。探したけれど、公式にやり取りされる反対理由に決め手となるものが見つからなかった。

町長に猛省を促したい？　確かに、予定地を仁良川下に決めようとしていた頃、町の対応や町長の言動に、行政不信を招くようなことがあったと聞いた。町長は公式に謝罪した。今回のことで、行政不信のこわさをきっちりと認識なさったはずである。身にしみたはずである。行政の説明責任うんぬんと言っても、説明そのものを信じてもらえなくなったら、どうしようもない。説明が説明として機能する状態を保ちつつ、必ずきちんとした手順をふんでいただかなければならない。

反対の方々は調停を申し立てたが、幸い、町とじかに話し合うつもりもあるとのこと。町政に善処を求めたいところを具体的に発言してもらいたい。そして、町長はじめ担当者はなんとかして嚙み合った議論を導き、信頼回復に全力で取り組んでいただきたいと思う。

9月の補正予算通過によって、土地取得は準備が進められ仮契約まで済んでいる。今度は仁良川上の人達の協力に応える必要がある。共感できる反対理由が見いだせない以上、賛成するのが適当と考えた。

11月26～27日、町ごみ検討委員会の研修で山形県長井市に行った。村尾、荒井両議員もいっしょである。生ごみの分別排出とその生ごみを堆肥化する施設を見学した。

町の生ごみを堆肥にして村の土に返し、そこから採れる米や野菜を町に回す。町と村の間を有機資源がグルグル回るシステム。市長はじめ職員、市民みんなが等しく汗をかいて、始まったばかりのプランに取り組んでいた。これを実現させたのは農業をあきらめない思想と、それを人々に伝えようとする強い意志。お仕着せではない自分たちの町づくりがあった。目から鱗。

3月で2年が過ぎ任期の半分が終わります。ひよこながらも、皆様のご支援に支えられて過ごして参りました。白い羽にあこがれながら、後半の2年もがんばります。

（磯辺）

村尾光子の一般質問



問1.教育行政について

子供達が大きくなりPTA活動から離れたので、学校の現状が分かりにくくなってきました。社会教育も少し離れてきたかな。懸案事項がどれだけ進んだのか確認しました。

(1)学校図書館司書教諭配置に向けての見通しはどうか。町費での配置やボランティア活用等も含め、実現に向けての具体策を示してほしい。

【教育長】教育長会では毎年要望している。S28年の学校図書館法第5条では司書教諭配置義務付け、しかし付則で当分の間猶予されていた。H9年6月の通常国会にて一部改正がなされ、文部省はH15年からは12学級以上のすべての学校に配置する方針を示した。県ではH8年から年間75名の司書教諭を養成しH14年にはすべての学校に配置する計画だが、まだ発令はしていない。県内小中学校600校のうち12学級以上は300校あり、人事異動を円滑に行うためには、少なくても2名/校の養成が必要。現在配置されているのは小学校130名、中学校70名の計200名であと400名の養成が必要だ。現在の校務分掌は国語教諭が係となり、庶務会計は事務職員が担っている。町内には有資格教諭が小学校1名・中学校2名でそれぞれ図書館係として活動。町費・ボランティア活用は考えない。

司書教諭は主として図書館活動。担任持ちながらの現状は充分活動できるのか？あと4年待てば、配置されるが、残念ながら、吉田東西両小は見込みなし。ではどうするか、少し経ったらまた聞こう。

(3)社会教育指導員・専門員の報酬は何を根拠に規程されているのか。社会保険加入状況はどうか。自立した労働者としての対価にふさわしい額となるよう是正を。

【社会教育課長】国庫補助規程と近隣の状況から現在の額となっている。前身は教員や主婦の方々で夫の扶養要件から外れない額なので、社会保険には加入していない。他の特別職と均衡を図りながら、検討する。

【総務課長】月15日以上勤務の場合には社会保険にに加入するようにとの指導がある。指導員・専門員は13~14日の勤務状況。原則的には加入すべき考える。当人とも協議して検討する。

(2)学校給食について
①長期休み期間中の調理員の勤務状況、業務内容はどうか。
②この間、労力や施設を活用して高齢者世帯への給食サービスを実施しては？

【教育総務課長】夏休み6日間の他は通常勤務で、設備点検・清掃・白衣繕い・職員研修等に当てている。調理器具は大型なので大量調理となる、期間限定のサービスでよいのか等の問題があり、実施は大変難しい。

【福祉課長】現在、高齢者世帯は127世帯ある。今後、サービスを充実させることが望まれるので社会福祉協議会、教育総務課と協議したい。

南河内町は自校調理方式を堅持し、薬師寺小学校を除くすべての学校では給食室の改善が進み、吉田東西小・南河内中にはランチルームもある。高齢者の在宅福祉サービスを充実させるために何とか活用できないかと考えた。衛生管理上、誰でもが給食室を利用できるものではないという側面もある。難しいかな・・・

③調理場における石けん使用状況は？

【教・総課長】過去に使っていたが、ぬめりが落ちにくいことから、現在はヤシの実せっけん、ライポンを使用。ドライシステムだから石けんが使えないということはない。

④町内産農作物の利用状況はどうか。積極的に利用して下さい。

【教・総課長】生鮮野菜は町内商店から購入している。価格問題等、今後、関係部署と話し合う。

【経済課長】町内産利用は農業振興からも喜ばしいこと。該当する国・県の補助事業はない。財政担当とも協議し、検討したい。

問2.情報公開について

開かれた行政、議会を目指す一環として、近頃市民オンブズマン団体による情報開示を求める動きが活発です。その基本になるのが情報公開条例。町では「制定する」基本姿勢をしていますがどのように進んでいるのか、質しました。

> 条例制定に向けてどのような研究がなされ、現段階はどのようであるか。
> 個人情報保護と審査会についてはどのような見解か。早期制定を求める。

【総務課長】研修会に職員を派遣し、9月には専門家を招いて講演会も実施した。H10年度には文書管理のあり方についての調査委託費を予算化すべく準備を進めているところだ。現在の文書整理では情報公開に対応するのは困難なので、改善計画を策定する。H12年度末までには条例化したい。個人情報が乱れないよう、また、審査会についても慎重に検討する。

町文書取扱規程では、その種類により保存年限が1、3、5、10、永年と決められており、期間が過ぎれば廃棄される。情報公開制度はこの保存期間中(現用中)の文書が対象なのだろう。公文書館では現用でなくなった文書も保存する。

情報公開と公文書保存は趣旨が異なるが、文書管理保存は共通の視点で取り組まねばならない。

かつて、史跡下野薬師寺跡保存整備計画に示されている資料館は公文書館の機能を備えたものとして整備するとの答弁を得ていた。しかし、この12月に発刊された史跡整備設計報告書には、向こう10年間には資料館の建設計画は無かった。文書保管庫はどうなるのか、不安に駆られた。

情報公開と公文書館は別に進めると言っていたけど・・・。(史跡整備設計報告書についてはP16)

問3.公的介護保険制度について

税か保険か、ぎりぎりまで論議が続きましたたが、参議院で修正が加えられた後衆議院に戻され、12月9日可決、成立しました。2000年から施行となります。"保険あって介護無し"とならぬよう、福祉施策の充実を求めました。

> (1)制度導入により町費の負担軽減分をどの位と試算しているか。この分は基盤整備事業に振り向けて下さい。
> 国・県へも、前倒ししての財源配分を強く要望して下さい。

【福祉課長】まだ試算していないが、老人保健・老人福祉制度の中で、若干負担減となる見込み。町財政に働きかける。国・県へも要望する。

現在の"措置"制度から、個人毎のケアプランに基づいてサービスを"買う"ことに変わる。

月額平均2500円の保険料を払ってもサービスを買えば1割の本人負担が求められ、残り9割を保険・公費が1/2ずつ負担する(国2/8・県1/8・町1/8)。

介護保険	1割	9割		
	自己負担	介護保険料から		
		国	都道府県	市町村
	利用料金(月6000円～29万円)			

現在、特別養護老人ホームの場合、所得に応じて自己負担があるが、それを除いた費用は国が1/2、県と町が1/4ずつ負担している。補助事業であるデイサービス・ショートステイ・ホームヘルプサービスも同様の割合で公費負担している。これらの町負担額をH9年度当初予算から見るとおおよそ2800万円(村尾試算)、老人医療分を加えればもっと多額になろう。2000年からは介護保険への町負担があるとしても負担減になる。市町村は1/4～1/8負担減との説もある。その分は必ず福祉施策へ、今からでもサービス基盤づくりに充ててほしいと提案した。趣旨は理解して戴けたようだがあまり切実感は感じられなかった。気のせいか?

> (2)在宅介護支援センター開設準備はどのように進んでいますか。

【福祉課長】天寿荘の中で、専門部分の面積確保に苦慮している。近く、天寿荘担当者と共に、設計書を持って県と協議をすることになっている。H11年度には設置したい。

少しでも早くできるようにと願ったが、結局は町高齢者保健福祉計画の目標年次ぎりぎりの開設となりそうだ。建物の見通しがついたら今度は人材確保。24時間体制としたいので最低4名(看護婦2・保健婦2)が必要、とH6年当時の課長が答弁した。

(3)"福祉自治体ユニット"に参加して、
今後の町福祉行政のあり方を研究し、
国・県への政策提言をしていただきたいが
見解は如何ですか。

【町長】介護保険制度については未だ何も知らされていないので、全く分からない。特に認定制度は難しいと感じる。果たして町にその能力があるのか、と思う。具体的に示されてから対応したい。

福祉自治体ユニットの案内ちらしを受けている。特定の市町村が働きかけても国会を動かすことはできない。何故、市町村長個別にではなく、市長会や町村長会全体に働きかけてその中でこうした研究会をしないのか、方法に疑問を感じる。ユニットの今後の動向を見て判断する。案内によると、会員は会費を払い勉強会に参加をするが、会員ではなくても学習会には無料で参加できるようだ。
勉強することは良いことだ。

11月23日、全国の81市町村長の加盟のもと福祉自治体ユニットが設立された。これは住民サイド福祉行政を進める市町村長の会だ。
目的:福祉施策の先進市町村の経験を交流して、互いに学び合うと共に、今後都市部において急速に進行する高齢化を展望して、理論的且つ実践的にその対応策を考えていく。
活動:1.研究(研修)活動　2.企画・提言活動
3.連携(交流)活動
共同宣言には「**私たちは、この公的介護保険制度の第一の責任者となることから、これを足がかりにし、「福祉自治体」(住民の側に立ち、住民の生活を保障する)を目的に、それぞれの市町村がひとつのユニット(単位)として施策を進めるとともに、連帯したひとつのユニットとして、国民に共同の福祉政策を提起していく役割を果たす責任をもった活動を行う**」との心強い表現。我が町長も共に活動して戴けたらと期待した。会費は年額10万円。

村尾光子の1997年報酬と主な使途

【収　入】

議員報酬	3,867,800円	月額233千円+期末手当(4.0)か月分
下水道組合議員報酬	50,000	H8年度分
表彰審査委員報酬	6,500	H9年度
謝金	30,000	足利市
所得税還付金	215,444	H8年分
印刷機使用料	201,512	実費
	4,371,256円	(印刷0.2円/枚+原紙30円/枚) 再生紙は別に1.5円/枚

【支　出】　主なもの

所得税	380,070円	
議員共済掛金	336,555	
住民税	96,900	
国民健康保険税	241,200	
国民年金掛金	154,570	
固定資産税	100,000	→②
議員旅行積立	210,000	→1万円/月、報酬より天引き①
自動車重量税・整備	147,728	→保険料含む
家計へ	840,000	→7万円/月③
病気保険掛金	32,400	
印刷機消耗品	66,630	インク・マスター
印刷用紙	199,465	再生紙
新聞・月刊誌・図書	340,701	機関誌も含む
講座参加費	790,665	ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｽﾀﾃﾞｰﾂｱｰ他 ④
事務用品・送料	174,260	切手145,530円 ⑤
慶弔費	85,984	

(所得税〜家計へ)→ 義務的な支出 2,507,023円

①改選後2年目の今年は、全体研修とは別にオーストラリア旅行に行ったので、更に9万円負担。
②議員報酬がある故に共同名義にした我が家の固定資産税の1/2弱を負担することにした。ローン返済はすべて夫。
③夫口座から引かれているガソリン・電話代、私の生活費一部負担
④市川房枝記念会政治参画センター・財政研究会(東京)。旅費も嵩む。大枚はたいて参加したｽｳｪｰﾃﾞﾝは充実した研修だった。どう活かすかが課題。
⑤ﾌｧｯｸｽ修理、会合やニュース作成作業用の座卓(9800円)を購入

この他、団体会費・懇親会参加費・自主研修等旅費・被服費、そしてパスポート更新、眼鏡作り替え等に支出した。思いがけず海外渡航が2回となり、資金繰りに苦しんだ一年だった。
依然として夫からのお小遣い(5000円/月)は継続している。

●史跡下野薬師寺跡、
今後10年間の整備設計が明らかになりました。

― 史跡下野薬師寺跡保存整備基本設計報告書から ― (報告:村尾)

S56年、町は史跡下野薬師寺跡整備を重要施策の一つとする方針を打ち出し、S60年には『史跡下野薬師寺跡保存整備基本計画書』を策定しました。以来、国の補助を受けて史跡の公有化と発掘調査を続けています。H5年には史跡下野薬師寺跡保存整備委員会を設置して、H9年5月にこの保存整備基本設計を策定しました。

保存整備全体計画

【全体計画方針】

(1)基本方針:①寺域を示す、②伽藍の整備、③この地に造営された理由を明らかにする、④遺構の整備と見学活用促進のための解説施設や便益施設の設置

(2)遺構保存計画

方針:史跡としての学術的価値を損なうことのないよう遺構の保存を第一義とする

保存方法:現状保存を主とした考え方で行い、土砂による埋め戻しを基本方法とする

(3)遺構整備

遺構の整備面は覆土面(埋め戻し)整備とし、伽藍配置と各施設の性格等に応じて各々「復元」、「展示」の手法を用いる。

(4)施設等整備計画

施設整備計画
- 小工作物施設計画:解説展示施設・サイン施設・休憩施設・管理施
- 便益施設:トイレ・駐車場

環境整備計画　敷地整備計画(造成・排水・防災)・園路広場計画・植栽修景計画
設備計画(給水・排水・電気照明)

(5)事業計画:H9年度から約10年間の事業計画として、短期と中期に区分して行う

・短期計画:「史跡等特別活用事業(ふるさと歴史の広場事業)」(文化庁補助事業)として史跡南西部の保存整備(ガイダンス施設・全体説明施設等)を主に、4年間程度で。

・中期計画:中心伽藍北側の講堂跡・南大門地区・南東部塔跡地区・寺域の外郭隅部・外郭に伴う門跡等に保存整備範囲を広げ、6年間程度の期間で行う。

【遺構の変遷と整備対象時期】

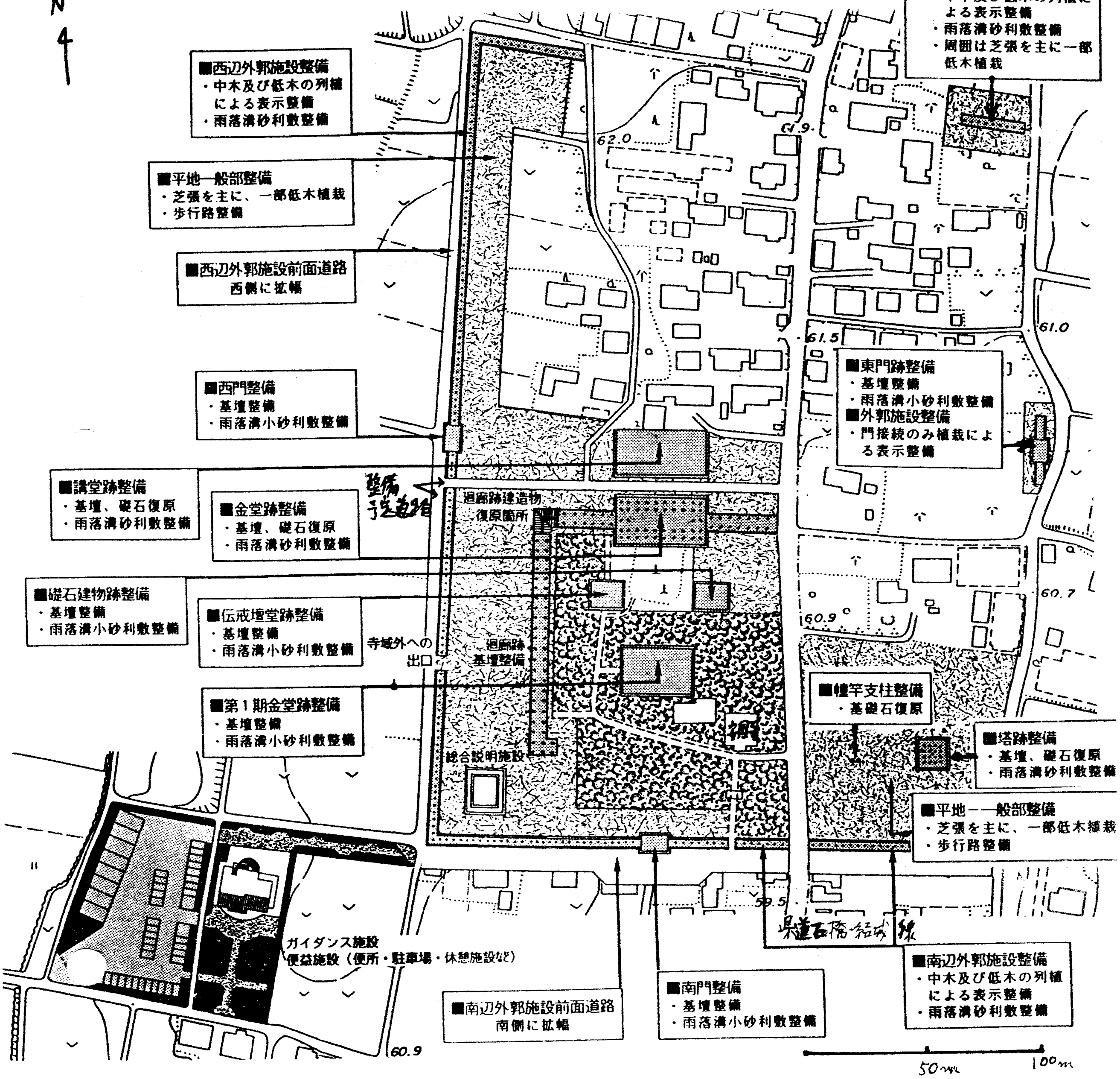
下野薬師寺跡の創建は白鳳期(7世紀末)と考えられ、主要建築の完成は伽藍配置第3期(8世紀前半)、戒壇創設は761年との記録もある。伽藍は中世までの5期の変遷と平安時代後期以降のものが考察されている。整備は興隆期と考えられる第3期を基本とする。

【事業年次計画】

ふるさと歴史の広場(H9~12)	
H9~12	ガイダンス施設建設工事
11~12	総合説明施設工事 回廊建物一部復元工事
10~12	回廊基壇整備工事
10~11	外郭施設表示工事

一般整備(H13~18、保存盛土・説明施設・植栽等)	
H13	塔跡整備工事)
14	講堂跡整備工事・金堂跡整備工事
15	南西部関連建物跡整備工事
16	第1期金堂跡・伝戒壇堂跡・礎石立建物跡
17	南門跡・外郭(南西辺・南東辺)工事
18	西門跡・東門跡・外郭(北西辺・北東辺)工事

《 史跡下野薬師寺跡保存整備　全体整備計画図 》



《ふるさと歴史の広場事業費概算》：あくまでも見込額

国庫補助事業　６億１千万円		町単独事業分　５千万円	
ガイダンス施設	1億7000万円	ガイダンス施設エレベーター	1700万円
説明施設等	8900万円	〃　展示映像ソフト製作	2900万円
回廊建造物復元（$83m^2$）	9960万円	その他事務経費等	
回廊基壇復元（750m）等	4190万円		
敷地整備（保存盛土等）	3045万円		
その他便益管理施設、測量・設計費等			

村尾光子の
スウェーデン・スタディツアー報告（その３）

《図書館活動》

スウェーデンでは早くから国民図書館運動を行ってきており、地方の図書館もとても充実している。今回訪れたマルモ・ベクショー・ストックホルムの３市それぞれの公立図書館を見学した。

１．マルモ市立中央図書館

1997年、中央図書館はこれまでの建物の隣に新築オープンした。しかし、まだ完成はしておらず、落成は1998年の予定。円柱と角柱を組み合わせた近代的な4階建ての建物で、開架式書棚のある角柱部分は前面がガラス張り壁面になっているので大変明るく、図書館のイメージとはかけ離れていた。夕刻だったためか、かなり大勢の市民が利用していた。

総面積（1998年完成時）	14000m²
現面積	9300m²
建築費	2億1800万クローナ（32億7000万円）
内装デザイン・備品費	3500万クローナ（5億2500万円）
収集数：	図書 70万冊、定期刊行物 1700種、ビデオ 1500、ＣＤ 12000
設計規模：	利用者 150万人/年、貸し出し数 150万件/年

貸し出し期間は4週間、ビデオ・ＣＤ・新刊図書はもっと短い。延滞すると罰金を払うことになると通訳嬢は言っていた。利用者は個人カードを持ち、自動貸し出し機を使って自分で手続をする。

マルモ市には、この中央図書館の他に各地区に分館、病院図書館、移動図書館そして音声図書館がある。



新中央図書館 広々として明るい。



自動貸出し機、利用者カードをつかう。
借りた本を入れるビニール袋が準備されている。



入口にはゲートがあり、手続済かどうかをチェックするセンサーがある。

2．マルモ市立音声図書館


プラスチックケース入りの音声図書

読むことが困難な人のための音声図書館にいった。中央図書館には音声部門もあるが、そこに収蔵しきれなかった部分が独立館として市民会館内に設置されている。旧中央図書館改築により、近くそちらに移転する。

蔵書：18000冊、音声図書とカセットブック
スウェーデン語・フランス語の2か国語で35000ボックス

> **音声図書**：著者が障害者へのサービス提供を了承した図書をカセットテープに吹き込み、本とカセットがプラスチックケースに収められている。非売品。
>
> **カセットブック**：市販されている。全国で500冊販売されている。

利用者：市内600人、障害者である証明は特にいらない。
全世界からの貸し出し要望に応えている。

利用数：300冊/日、来館者と郵送が半々

市立図書館には全部で5万冊の音声図書がある。テープ吹き込みはプロの俳優が行い、スタジオは音声新聞と共同で利用。視覚障害者協会が運営している。コミューン間が連携しており全国センターはストックホルムにある。点字図書や大文字図書もあるが数は大変少ない。



3．ベクショー市立図書館


国・県の行政資料コーナー、パソコン検索も可。

市役所と文化会館の通り向かいにあり、平屋の建物。図書館は市内に15館、児童図書館は別の所にある。

1995年のデータ（市全体：人口7万人）			
図書	447801冊	新聞	82紙
音声図書	16473冊	雑誌	537種
ビデオ	2896	外国語	40か国語
1994年利用者：218785人			

移動図書館車は1台で149ステーションを4週に1度巡回する。外国人が多い都市と聞いていたが、扱っている言語は40か国語にもなるときいて驚いた。主に新聞・雑誌。このコーナーには大きなテーブルが置かれゆったりと閲覧できる。県・国の行政資料コーナーもある。 建物の入口はなだらかなスロープで車椅子でも楽に入館できる。

4.ストックホルム市立図書館

市内に46の公共図書館があるという。その一つ中央図書館に行った。建物は大変ユニークな設計で、中央に3層の円筒、ここは吹き抜けになっており、壁面ぐるりが3階建ての書架になっている。外国語図書もある。円筒を囲むように四方に専門書とレファレンスコーナーがある。学生と思われる多くの人々が学習していた。児童書は別棟で、隣接している公園に出て読書できる。

"お話の部屋"はとても良くできていた。



公園と一体的に利用されている。

《アンナ・リンド環境大臣と会見》

1957年生まれ、37才で大臣になった。3才と7才の2児の母。前職のストックホルム市副市長時代に出産・育児休暇をとった。



アンナ・リンド環境大臣

ジーンズのシャツとスカート姿はとても大臣とは思えない。しかし、話し振りからは、大変聡明な方と感じた。

13才から政党活動に参加していたという。

環境問題に係るいくつかのパンフレットを用意して頂いたが、やはり、男女機会均等政策について力説された「この20年間の女性問題の成果は目覚ましいものがあるが、更に発展するために3つのポイントがある。①女性が経済的に自立し、税制でも個別申告制を、②共働きが可能となるよう児童福祉制度充実、③高齢者福祉の浸透」。また、「女性は平和について高い関心を持っていたように、環境についても関心高いが、長期的展望を持って持続的にが求められる」とも言われた。論理的なお話にすっかり敬服した。

報告は最終回です。月刊婦人展望10月号(1997年)に、より簡潔に報告されています。

12月議会の報告会を開きます



とき；1月31日(土)午前10:00～12:00

ところ；GTコミュニティーセンター 会議室